

# 中期目標行政法人と新法人についての論点の比較

資料3

	中期目標行政法人	新法人についての主な論点整理
役員の任命	<p>理事長は、主務大臣が内閣の承認を得て任命(候補者は原則公募)</p> <p>理事は、法人の長が任命(候補者は原則公募)</p> <p>監事は、主務大臣が内閣の承認を得て任命(候補者は原則公募)</p>	<p>・役員は、医療事業を担う法人の特性を踏まえ、専門的知識や優れた経験を有する者を着任させることが必要であり、その任に相応しい者をどのように選考・任命するか検討してはどうか</p>
役員の人事管理	<p>報酬及び退職手当の支給基準は、国家公務員の給与等、民間企業の役員の報酬等法人の業務実績等を考慮</p>	<p>・従来の総人件費による管理は、医療事業の特性に照らすと適切ではないという意見もあり、今後の我が国の医療提供体制について、サービスの提供体制の効率化・重点化と機能強化を図ることが政府方針において示されていることを踏まえ、新法人においては、説明責任や透明性を確保し適切な事後評価を行うことを前提に、国民生活向上に資する医療の提供を行うために必要な医療職等の人員を効率的に配置できるようにすることとしてはどうか</p> <p>・医療現場における雇用の柔軟化が求められる状況の中、公務員制度では様々な限界が生じている。そのため、新法人の職員は非公務員とし、優秀な医師や看護師の確保に支障がないように給与水準の在り方について検討することとしてはどうか</p>
職員の人事管理	<p>給与及び退職手当の支給基準は、国家公務員の給与等、民間企業の従業員の給与等、法人の業務実績、職員の職務の特性・雇用形態等を考慮</p>	<p>・国立病院機構においては、公務員制度の下では限界のあった雇用・人事管理について、非公務員化に伴い柔軟化を行いつつ、両機構について、子育て中の医師等の活用、医師不足地域での高齢ベテラン医師の活用、他主体との連携や人事交流、システムマネジメントに精通する者等の専門的技術者の雇用などを進め、提供する医療の向上に努めることとしてはどうか</p>
政府による財源措置	<p>政府による財源措置(運営費交付金)</p>	<p>・運営費交付金は、診療事業には一切投入されておらず、国立病院機構については、その殆どが過去債務清算事業、労働者健康福祉機構については、約6割が労災病院等以外の事業のために措置されているが、その性格が、用途が特定されない、いわば渡し切りの交付金のため、国民目線から見ると、多額の赤字補填が行われているという誤解が発生している。このため、新法人に対する財政支援の在り方を検討してはどうか</p> <p>・公的・民間医療機関に対する補助制度が存在するものは、可能な限りそれを活用できる仕組みとしてはどうか</p>
利益処分 国庫納付	<p>中期目標期間終了時において、主務大臣の承認を受けた金額を次期中期計画の定めるところにより、次期中期目標期間中の業務の財源に充て、残余を国庫納付</p>	<p>・医療の利益を患者に還元し、高度化する医療内容、国民(患者)のニーズに応えるためには、自律的かつ効率的な経営の実現の観点踏まえた利益処分の在り方について検討すべきではないか</p>

# 中期目標行政法人と新法人についての論点の比較

	中期目標行政法人	新法人についての論点整理
目標設定 計画策定	中期目標期間(3~5年)において、主務大臣が法人に対し <u>中期目標</u> を指示	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療事業の特性を踏まえ、国が担うべき政策医療等について国が適切に関与しつつ、目標や計画については極力、法人の自主性、自律性を尊重するものとしてはどうか</li> <li>・目標は適切な期間を区切って設定することとしてはどうか</li> <li>・厚生労働大臣による基本方針の提示や評価に当たっては、医療事業の専門性やお手盛り防止の観点から、第三者である関係審議会の意見の聴取を行うこととしてはどうか</li> </ul>
	中期目標期間において、法人が <u>中期計画</u> を作成し、主務大臣が認可	
	法人が <u>年度計画</u> を作成し、主務大臣に届出	
評価	主務大臣が法人の業績を評価し、必要があるときは <u>業務改善命令</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事後評価として、政策責任者である厚生労働大臣が直接評価を行うこととしてはどうか</li> <li>・厚生労働大臣による基本方針の提示や評価に当たっては、医療事業の専門性やお手盛り防止の観点から、第三者である関係審議会の意見の聴取を行うこととしてはどうか(再掲)</li> </ul>
違法行為等の是正	主務大臣は、特に必要があるときは、 <u>違法行為等の是正命令</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療事業の業務運営が著しく適正を欠く場合や不正行為・違法行為がある場合には、厚生労働大臣が是正又は業務運営改善について命令することとしてはどうか</li> </ul>